

駐車場の地域ルールについて

○都市部の駐車場に関する法改正（平成30年4月25日公布）

都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上



【都市再生法】（現行・改正）

駐車施設の附置義務の適正化

- ・ 条例により、建築物の床面積に応じた台数の駐車施設を、その建築物又はその敷地に設置することを義務付け
- ・ 大都市では、この制度に基づき設置された駐車施設の一部で稼働率が低く、非効率が発生
- ▶ **都市再生緊急整備地域内のエリア単位で、附置義務駐車施設の台数、配置を適正化するための計画制度を創設（都市再生緊急整備協議会が計画を策定）**
 - ー 附置義務台数の適正化のほか、他の建築物やその敷地に附置義務駐車施設を設置することも可能
 - ー 条例に計画の内容が反映される
 - ー 余剰駐車場は、防災倉庫などニーズに応じた施設への転用を誘導（運用）

需要に応じた適正な台数の駐車施設を確保。
余剰分を防災倉庫、荷さばきスペースに転用し、都市の安全性等を向上

大都市における主要ビルの駐車場ピーク時稼働率例

東京	Aビル	稼働率35%
大阪	Bビル	稼働率71%
名古屋	Cビル	稼働率46%



余剰駐車場



防災倉庫

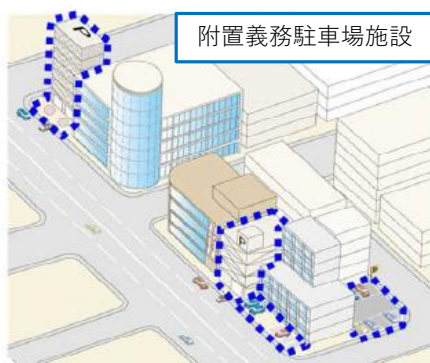


荷さばきスペース

転用

《駐車場集約のイメージ》

現 行



改正後



《制度活用のイメージ》

